

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 7 年 5 月 23 日受付分)

NPO 法人
地域づくりパートナーズ

縦覧期間

令和 7 年 5 月 23 日 (金) から
令和 7 年 6 月 6 日 (金) まで

NPO法人地域づくりパートナーズ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人地域づくりパートナーズという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域課題・社会課題の解決や地域の資源を活用して活性化を目指す市民に対して、「つなげ、よりそい、そだてる」いわゆる中間支援機能や様々な分野における人や団体のネットワークを提供し、持続可能な事業の推進・自立に向けた総合的な支援を行う。また、団体自らの資源を活用し、有益、有効な仕掛けを行うことで、誰もが実感できるウェルビーイングな地域づくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 環境の保全を図る活動
6. 災害救援活動
7. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
8. 国際協力の活動
9. 子どもの健全育成を図る活動
10. 情報化社会の発展を図る活動
11. 経済活動の活性化を図る活動
12. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
13. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民の活動を支援する中間支援事業
- (2) 地域課題の解決につながる多機能型イベント事業
- (3) まちづくりコーディネーション事業
- (4) 行政課題、企業課題に対する提案型事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（会員の種類）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動を支援するために入会した個人及び団体で、総会での議決権を有する会員
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動を資金面で支援するために入会した個人及び団体で、総会での議決権を有しない会員

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上6人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を代表理事とし、1人乃至2人の副代表理事をおくことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 3 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面、ファクシミリ及び電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) この法人の規程の制定、変更及び廃止
- (2) 重要な事業その他の契約の締結、解除及び変更
- (3) 総会の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 理事の職務
- (6) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 総会に付議すべき事項
- (10) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (11) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示した書面による招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定により予め通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書

面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にとってはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において正会員数の4分の3以上の議決を経て選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	二宮 毅行
副代表理事	善見 育弘
理 事	星 英光
同	竹村 哲也
同	屋宜 明彦
同	前田 裕保
監 事	坪田 卓巳
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|---------|-------|---------|
| (1) 正会員 | 個人・団体 | |
| ① 入会金 | | 0 円 |
| ② 年会費 | | 5,000 円 |

- | | | |
|----------|-------|---------|
| (2) 賛助会員 | 個人・団体 | |
| ① 入会金 | | 0 円 |
| ② 年会費 | (1 口) | 3,000 円 |

役員名簿

役 名	名 前	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	にのみや たけゆき		無
	二宮 毅行		
副代表理事	よしみ やすひろ		無
	善見 育弘		
理事 事務局長	ほし ひでみつ		無
	星 英光		
理事	やぎ あきひこ		無
	屋宜 明彦		
理事	まえだ ひろやす		無
	前田 裕保		
理事	たけむら てつや		無
	竹村 哲也		
監事	つばた たくみ		無
	坪田 卓巳		

設立趣旨書

1 趣 旨

現在の地域は「高齢化」、「少子化」そして「孤立と孤独」による様々な課題が発生しており、この解決には行政のみならず、「行政との両輪的役割を担う」NPO 法人や地縁団体など(以下「団体等」という。)が重要な役割を担い、「地域共生社会」の構築に向け取り組んでいる。

しかし、課題の複雑化や多様化等により、その役割を十分に果たせられない実情がある。

また地域活動に携わる団体等は、様々な課題を抱え、その運営に苦慮している事例も多く、「横の繋がり」が形成されにくい状況にある。

さらに「2015年の国連におけるSDGs採択以降、事業活動を通じた社会課題解決への取組を強化すべき立場にある」企業についても、「社員が社会課題解決の担い手」となることが強く求められている。

加えて、昨今、若者を中心に「地域貢献への意識」が高まる一方、団体等、そして地域活動に従事する方々の高齢化等により、活動に支障を生じている傾向にあり、これら数多くの課題の解決に取り組んでいかなければならない現状にある。

そのような中、私はこれまで約10年間に亘り、尼崎市、芦屋市といった阪神南地域において、上記の課題解決を目的としている個人または団体等の活動に、様々な分野の相談、支援に関わってきたが、様々な要因により上記課題の解決が遅々として進まない現状にずっと悩んできたところ、尼崎市において「ご縁の裾野を広げ、お互いの顔が見える関係を築き、協働で地域課題を解決する」取組として「まちづくり井戸端会議 IN 立花」を知り、少しずつ地域課題の解決に資している実情を目の当たりにし、これらの人財の裾野を広げ、個々の持つ識見を一層活用していく取組を行うことにより、山積する上記課題の解決が実現可能となるとの確信を持つに至ったところである。

そこで、市民の地域愛へのポテンシャルが比較的高く、熱意をもって地域活動に従事する方々の多い尼崎市をベースに、近接する地域も対象に、自身が長年携わってきた「団体等を繋ぎ、個々に寄り添い、育てていく」ことを理念として、企業や個人を含めた、個々が有する課題の解決に向け取り組んでいく。

また、取り組むための体制については、より多くの方々にその活動を周知でき、かつ、財政面の透明性及び客観的に会員の意見を反映できるなど、対外的な活動に対しての信頼性が高いNPO法人を設立するものである。

2 申請に至るまでの経過

令和4年1月	「まちづくり井戸端会議 IN 立花」(尼崎市)設立
令和5年7月	上記会議に初参加(以後随時参加)
令和5年11月	上記会議にてNPO法人化について説明(以後参加の都度説明)
令和6年6月	上記会議にて新NPO法人設立の賛同を得て、法人名を決定
令和6年7月～	上記会議にてNPO法人における業務内容に係る意見交換、及び 会員制度の説明など、会議メンバーへの周知と協力を依頼
令和6年10月	新NPO法人に係る事務局体制を構築
令和7年4月	設立総会

令和7年4月20日

NPO法人地域づくりパートナーズ
設立代表者

氏 名 二 宮 毅 行

2025年度事業計画書

NPO法人地域づくりパートナーズ

1. 基本方針

当法人の理念である「つなげ・よりそい・そだてる」の役割として、まずは、地域課題の解決に取り組む市民及び団体、及び地域課題解決のパートナーとして不可欠な「企業」に対し、当法人の周知と「縁創り」を目的として訪問を行い、それぞれの実情・課題について把握するとともに、その課題を解決するためにイベントを企画するなど、「それぞれの運営が持続可能となるよう」取り組むとともに、構築した関係をより強固にするための取組も行っていく。

さらに昨今、若者を初めとして「地域貢献をしたい」という機運が高まっていることから、その具現化に向けた「伴走」を行うとともに、現下、地域活動従事者の「高齢化」が大きな課題となっていることから、行政等との連携により、「担い手創り」などの解決に向けて取り組んでいく。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時 期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 市民の活動を 支援する中間 支援事業	各団体や個人への訪問・ 意見交換(当法人の周知)	成立以降 80回程度	尼崎市内	80程度 地域活動を行 う団体・個人	-
	設立、運営相談	成立以降 週1回程度	事務所・ 公共等施設	30名	-
	人材育成事業 <セミナーの開催>	成立以降 1回	尼崎市内	市民 30名程度	30 @1000*30
	支援に伴う諸業務 関係書類等作成指導	成立以降 8回	阪神地域	8団体(個人) 程度	80 @10000*8
(2) 地域課題の解 決につながる 多機能型イベ ント事業	マルシェの開催 <他団体との協働>	成立以降 1回	尼崎市内	市民 のべ100名	10
(3) まちづくりコ ーディネーシ ョン事業	交流会の開催	成立以降 1回	尼崎市内	訪問等により ご縁が構築さ れた団体等 50名	50 @1000*50
(4) 行政課題、企 業課題に対する 提案型事業	行政(尼崎市)及び企業 の訪問と意見交換 <課題の把握>	成立以降 週1回程度	尼崎市内	・行政(尼崎市) ・各企業 (40程度) ・商工会議所等	0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

① 通常総会 5月 ② 理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長：星 英光 事務局スタッフ：津村 直樹・三澤 洋子

2026年度事業計画書

NPO法人地域づくりパートナーズ

1. 基本方針

当法人の理念である「つなげ・よりそい・そだてる」の役割をより充実させていく。前年度に行った地域課題の解決に取り組む市民及び団体、並びに企業の訪問を踏まえ、個々に有する課題を分析し、随時適切なアドバイスを行う、課題に即したセミナー等のイベントを積極的に実施する。企業に対しては、「(仮称)地域貢献パッケージ」の提案など、双方がウィンウィンになれる仕組み創りに取り組んでいく。それにより、それぞれの運営が持続可能となるための、的確かつ効果的な取組を本格化させていく。

さらに昨今、地域貢献をしたい方々の具現化に向けた「伴走」を積極的に行うとともに、前年度に検討していた、「地域の担い手創り」について、セミナー等、様々な取組を行っていく

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見込 (千円)
(1) 市民の活動を 支援する中間 支援事業	人材育成事業 〈セミナーの開催〉	年4回	尼崎市内	各30名程度 120名程度	120 @1000*120
	設立、運営相談	通年 週1回程度	事務所・ 公共等施設	50名程度	-
	支援に伴う諸業務 関係書類等作成指導	通年 12回	阪神地域	12団体(個人) 程度	120 @10000*12
(2) 地域課題の解決につな がる多機能型イ ベント事業	マルシェの開催 〈他団体との協働〉	通年 4回	尼崎市内	各100名程度 400名程度	40
(3) まちづくりコ ーディネーシ ョン事業	交流会の開催	通年 4回	尼崎市内	地域活動従事 者のべ200名	200 @1000*200
(4) 行政課題、企業 課題に対する 提案型事業	行政(尼崎市)及び企業 の訪問と意見交換 〈課題の把握と提案〉	通年 随時	尼崎市内	・行政(尼崎市) ・各企業 ・商工会議所 等	0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

① 通常総会 5月 ② 理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長：星 英光 事務局スタッフ：津村 直樹・三澤 洋子

2025年度活動予算書

成立の日から2026年3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	60,000	160,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	50,000		
受取寄付金2	480,000	530,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金(地域づくり)	500,000		
受取公的助成金(阪神南ふるさと応援)	200,000	700,000	
4. 事業収益			
市民の活動を支援する中間支援事業	110,000		
地域課題の解決につながる多機能型イベント事業	10,000		
まちづくりコーディネーション事業	50,000		
行政課題、企業課題に対する提案型事業	0	170,000	
5. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益	0	1,000	
経常収益計			1,561,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	100,000		
消耗品費	20,000		
印刷製本費	15,000		
広告宣伝費	100,000		
通信運搬費	15,000		
活動交通費	264,000		
会場費	111,000		
賃借料	50,000		
保険料	22,000		
会議費	6,000		
雑費	10,000		
その他経費計	713,000		
事業費計		713,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	20,000		
印刷製本費	120,000		
通信運搬費	10,000		
旅費交通費	240,000		
光熱水費	144,000		
保険料	18,000		
会議費	14,000		
委託料(HP作成等)	130,000		
租税公課	82,000		
図書費	20,000		
消耗備品費	40,000		
諸会費	10,000		
その他経費計	848,000		
管理費計		848,000	
経常費用計			1,561,000
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

2026年度活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	90,000	290,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	50,000	50,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金(創設支援)	500,000		
受取公的助成金(阪神南ふるさと応援)	200,000		
受取民間助成金(ひょうごコミュニティ)	500,000	1,200,000	
4. 事業収益			
市民の活動を支援する中間支援事業	240,000		
地域の課題解決につながる多機能型イベント事業	40,000		
まちづくりコーディネーション事業	200,000		
行政課題、企業課題に対する提案型事業	0	480,000	
5. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益	0	1,000	
経常収益計			2,021,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	200,000		
消耗品費	54,000		
印刷製本費	15,000		
広告宣伝費	360,000		
通信運搬費	15,000		
活動交通費	176,000		
会場費	262,000		
賃借料	50,000		
保険料	22,000		
会議費	9,000		
雑費	10,000		
その他経費計	1,173,000		
事業費計		1,173,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	20,000		
印刷製本費	80,000		
通信運搬費	15,000		
旅費交通費	360,000		
光熱水費	144,000		
保険料	18,000		
会議費	14,000		
委託料(HP等関係)	80,000		
租税公課	82,000		
図書費	20,000		
消耗備品費	5,000		
諸会費	10,000		
その他経費計	848,000		
管理費計		848,000	
経常費用計			2,021,000
当期正味財産増減額			0
前期正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0